

第2期 決算公告

平成20年6月30日

下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社山口フィナンシャルグループ
取締役社長 福田 浩一

連結貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	145,523	預 金	6,541,059
コールローン及び買入手形	282,858	譲 渡 性 預 金	309,090
買 入 金 銭 債 権	8,078	コールマネー及び売渡手形	26,734
特 定 取 引 資 産	3,763	売 現 先 勘 定	49
金 銭 の 信 託	91,831	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	11,920
有 価 証 券	1,590,633	特 定 取 引 負 債	989
貸 出 金	5,086,769	借 用 金	46,380
外 国 為 替	10,322	外 国 為 替	34
そ の 他 資 産	182,255	社 債	2,500
有 形 固 定 資 産	93,966	そ の 他 負 債	77,164
建 物	22,265	賞 与 引 当 金	3,841
土 地	61,697	役 員 賞 与 引 当 金	51
建 設 仮 勘 定	135	退 職 給 付 引 当 金	2,030
その他の有形固定資産	9,867	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	632
無 形 固 定 資 産	48,071	利 息 返 還 損 失 引 当 金	52
ソ フ ト ウ ェ ア	4,200	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,284
の れ ん	41,536	特 別 法 上 の 引 当 金	0
その他の無形固定資産	2,334	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	15,087
繰 延 税 金 資 産	49,588	支 払 承 諾	59,653
支 払 承 諾 見 返	59,653	負 債 の 部 合 計	7,098,557
貸 倒 引 当 金	△123,309	（純 資 産 の 部）	
		資 本 金	50,000
		資 本 剰 余 金	99,865
		利 益 剰 余 金	244,717
		自 己 株 式	△939
		株 主 資 本 合 計	393,643
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,902
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△126
		土 地 再 評 価 差 額 金	21,932
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	35,708
		少 数 株 主 持 分	2,100
		純 資 産 の 部 合 計	431,452
資 産 の 部 合 計	7,530,010	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,530,010

連結損益計算書

〔平成19年 4月 1日から
平成20年 3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金	額
経常収益		178,249
資金運用収益	131,069	
貸出金利息	101,693	
有価証券利息配当金	26,860	
コールローン利息及び買入手形利息	1,426	
預け金利息	270	
その他の受入利息	818	
信託報酬	0	
役員取引等収益	23,573	
特定取引収益	243	
その他の業務収益	12,631	
その他の経常収益	10,730	
経常費用		137,061
資金調達費用	25,540	
預金利息	19,779	
譲渡性預金利息	1,324	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,980	
売現先利息	0	
債券貸借取引支払利息	663	
借入金利息	795	
社債利息	70	
その他の支払利息	927	
役員取引等費用	8,428	
その他の業務費用	8,299	
営業経常費用	84,964	
その他の経常費用	9,828	
経常利益		41,188
特別利益		2,567
固定資産処分益	331	
貸倒引当金戻入益	1,778	
償却債権取立益	456	
その他の特別利益	0	
特別損失		2,472
固定資産処分損失	642	
減損損失	88	
その他の特別損失	1,741	
税金等調整前当期純利益		41,283
法人税、住民税及び事業税		11,244
法人税等調整額		3,021
少数株主利益		64
当期純利益		26,952

連結貸借対照表及び連結損益計算書作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 15社

会社名

株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行、ワイエム証券株式会社、三友株式会社、山口ビジネスサービス株式会社、株式会社やまぎんカードホールディングス、株式会社やまぎんカード、株式会社やまぎん信用保証、山口抵当証券株式会社、株式会社北九州経済研究所、株式会社やまぎん事務センター、もみじビジネスサービス株式会社、もみじ地所株式会社、もみじコンピュータサービス株式会社、もみじスタッフサービス株式会社

なお、ワイエム証券株式会社は設立により、持分法適用の関連法人であった山口抵当証券株式会社は、株式会社山口銀行の株式取得により当連結会計年度から連結しております。

また、株式会社もみじホールディングスは株式会社もみじ銀行との合併により、株式会社やまぎんディーシーは株式会社やまぎんカードとの合併により、もみじ総合管理株式会社及びもみじアプレイザル株式会社は清算により除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 3社

主要な会社名

山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(追加情報)

財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、連結の範囲から除外しております。

なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。

上記特別目的会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいこともあり、連結の範囲から除外するとともに、同適用指針第3項に基づき注記についても省略しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

② 持分法適用の関連法人等 5社

会社名

ワイエムセゾン株式会社、山口リース株式会社、山口キャピタル株式会社、もみじカード株式会社、もみじコンサルティング株式会社

なお、ワイエムセゾン株式会社は、設立により当連結会計年度から持分法適用の関連法人等としております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

主要な会社名

山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等 0社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 15社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、10年の均等償却を行っております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（株式は連結決算期末月1カ月の市場価格平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産

銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

動産 3年～15年

銀行業以外の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、税法基準に基づき、主として定率法により償却しております。

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ50百万円減少しております。

（追加情報）

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

銀行業以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

（会計方針の変更）

従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は74百万円、特別損失は557百万円それぞれ増加し、経常利益は74百万円、税金等調整前当期純利益は632百万円それぞれ減少しております。

10. 預金払戻損失引当金の計上基準

預金払戻損失引当金は、負債計上を中止するとともに利益計上した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

（会計方針の変更）

従来、負債計上を中止するとともに利益計上した預金の預金者への払戻損失は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」が、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は339百万円、その他の特別損失は945百万円それぞれ増加し、経常利益は339百万円、税金等調整前当期純利益は1,284百万円それぞれ減少しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、日本公認会計士協会より公表された「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日）を踏まえ、過去の返還状況等を勘案した必要額を計上しております。

12. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、ワイエム証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金0百万円であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法附則第40条第1項の規定により、旧証券取引法第51条の規定に基づく旧証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む連結される子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

銀行業以外の連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

14. リース取引の処理方法

国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から9年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は193百万円（税効果額控除前）であります。

（2）為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債

権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 消費税等の会計処理

当社及び国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結貸借対照表及び連結損益計算書作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く) 1,067百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は19,465百万円、延滞債権額は125,984百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は114百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は47,538百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は193,103百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は96,087百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、34,136百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
現金預け金 30百万円
有価証券 199,859百万円
担保資産に対応する債務
預金 40,070百万円
コールマネー 6,854百万円
売現先勘定 49百万円
債券貸借取引受入担保金 11,920百万円
上記のほか、為替決済、信託事務等の取引の担保、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,943百万円及びその他資産1,223百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は1,866百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は925,139百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが894,796百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、銀行業を営む連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債

の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,691百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額62,738百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額9,024百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,000百万円が含まれております。
14. 社債は劣後特約付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は26,070百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額1,476円34銭
17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△60,129百万円
年金資産（時価）	50,693
未積立退職給付債務	△9,436
未認識数理計算上の差異	14,108
未認識過去勤務債務（債務の減額）	34
連結貸借対照表計上額の純額	4,707
前払年金費用	6,737
退職給付引当金	△2,030

19. 共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、企業結合の目的、企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 株式会社もみじ銀行

事業の内容 銀行業

被結合企業

名称 株式会社もみじホールディングス（株式会社もみじ銀行の親会社）

事業の内容 銀行持株会社

② 企業結合の法的形式

株式会社もみじ銀行を吸収合併存続会社とし、株式会社もみじホールディングスは解散いたしました。

③ 結合後企業の名称

株式会社もみじ銀行

④ 企業結合の目的、企業結合の概要

株式会社もみじホールディングスは、平成18年10月2日に株式会社山口銀行と共同株式移転により、持株会社となる当社を設立いたしました。これによりグループ会社の経営管理を一元化することを目的として、株式会社もみじ銀行は株式会社もみじホールディングスと、平成19年4月1日に合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

上記合併は、共通支配下の取引に該当するため、内部取引としてすべて消去しております。

20. 連結自己資本比率（第一基準） 10.45%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等売却損3,056百万円、株式等償却4,479百万円を含んでおります。
2. 「その他の特別損失」には、役員退職慰労引当金繰入額557百万円、預金払戻損失引当金繰入額945百万円を含んでおります。
3. 1株当たり当期純利益金額 98円35銭
4. 当連結会計年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
山口県内	営業用資産	土地・建物	53百万円
山口県内	遊休資産	土地・建物	34
合計			88百万円

当社及び銀行業・証券業を営む連結される子会社は、営業用資産については管理会計上の最小単位である営業店単位で、遊休資産については原則として各資産単位でグルーピングを行っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅・寮等については、銀行業を営む連結される子会社全体に関連する資産であるため共用資産としております。

銀行業・証券業以外の連結される子会社および子法人等は、原則として各社単位でグルーピングを行っております。

営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落した営業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計額88百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価額又は路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパーが含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	2,535	39

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	3,100	3,126	26	26	0
社債	2,374	2,399	24	24	—
その他	2,382	2,364	△18	50	69
合計	7,858	7,890	32	101	69

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	76,623	135,134	58,510	60,703	2,193
債券	1,149,429	1,145,807	△3,622	10,052	13,675
国債	724,416	715,826	△8,590	4,609	13,200
地方債	168,173	170,754	2,581	2,646	65
短期社債	499	499	△0	—	0
社債	256,340	258,726	2,386	2,795	409
その他	288,911	266,508	△22,402	1,318	23,721
合計	1,514,965	1,547,450	32,484	72,074	39,589

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額32,484百万円に出資証券の評価差額△23百万円を加えた額32,460百万円から繰延税金負債18,363百万円を差し引いた額14,097百万円に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額6百万円を加算した額14,103百万円が、連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、5,946百万円（うち、株式4,341百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合を著しく下落した場合としております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	64,227	66,615	2,388

(売却の理由) 今後の金利上昇リスクに備えるため売却したものであります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	621,160	11,752	5,040

6. 時価評価されていない（2に掲げるものを除く）有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額
（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場の国内債券	8,294
その他有価証券 非上場株式 非上場その他の証券	5,611 21,077

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	123,401	502,033	349,061	203,007
国債	71,691	251,350	192,877	203,007
地方債	18,113	49,442	103,199	—
短期社債	499	—	—	—
社債	33,096	201,240	52,984	—
その他	11,960	121,848	36,096	3,873
合計	135,362	623,881	385,157	206,880

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,000	—

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の金銭の 信託	91,847	90,831	△1,015	—	1,015

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 連結貸借対照表計上額及び評価差額には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでおり、差損益△677百万円は、連結損益計算書上の「金銭の信託運用益」に含まれております。

4. 上記の評価差額△1,015百万円からデリバティブ取引に係る差損益△677百万円を控除した額△338百万円に、繰延税金資産136百万円を加えた額△201百万円が、連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。